

第5期消費者基本計画の策定に向けた有識者懇談会

開催の趣旨

政府は、消費者基本法第9条に基づき、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者基本計画を定めることとされています。

平成 17 年に最初の消費者基本計画を策定し、以降、5年ごとに社会情勢や消費者問題等を踏まえて消費者基本計画の見直しを実施しています。

2020 年度から実行している第4期消費者基本計画では、新型コロナウイルス感染症を踏まえ「新たな生活様式の実践」を盛り込むなど、社会課題を的確に捉え、消費者基本計画に反映することで消費者等に資する施策を着実に推進しています。

第4期も 2024 年度末で終了し 2025 年度から第5期の消費者基本計画の施行が始まることから、次期消費者基本計画に盛り込むべき内容を検討する必要があります。

このため、本懇談会を開催し、2030 年に向けた消費者政策の方向性、具体的に盛り込むべき内容等についてご意見を頂戴します。